

# 菅田構成員提出資料

# 母子を支えること 実践と課題

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
会長 菅田 賢治

# お話しすること

## 1.子どものこと、親のこと（支援対象） .....3

- 利用世帯の入所理由、支援対象
- 障害のある母と子の増加
- 若年層も高齢女性も

## 2.私たちの実践 .....9

- 親子の関係性をつむぎ直す
- 地域生活をみすえて だれかとつながる自立へ
- いのちをつなぐ
- さまざまな支援

## 3.課題 .....16

- 婦人相談所（一時保護所）と母子生活支援施設との関係
- 母子生活支援施設の利活用（連携不足）（公民格差）（条例による制限）

# 1.子どものこと、親のこと

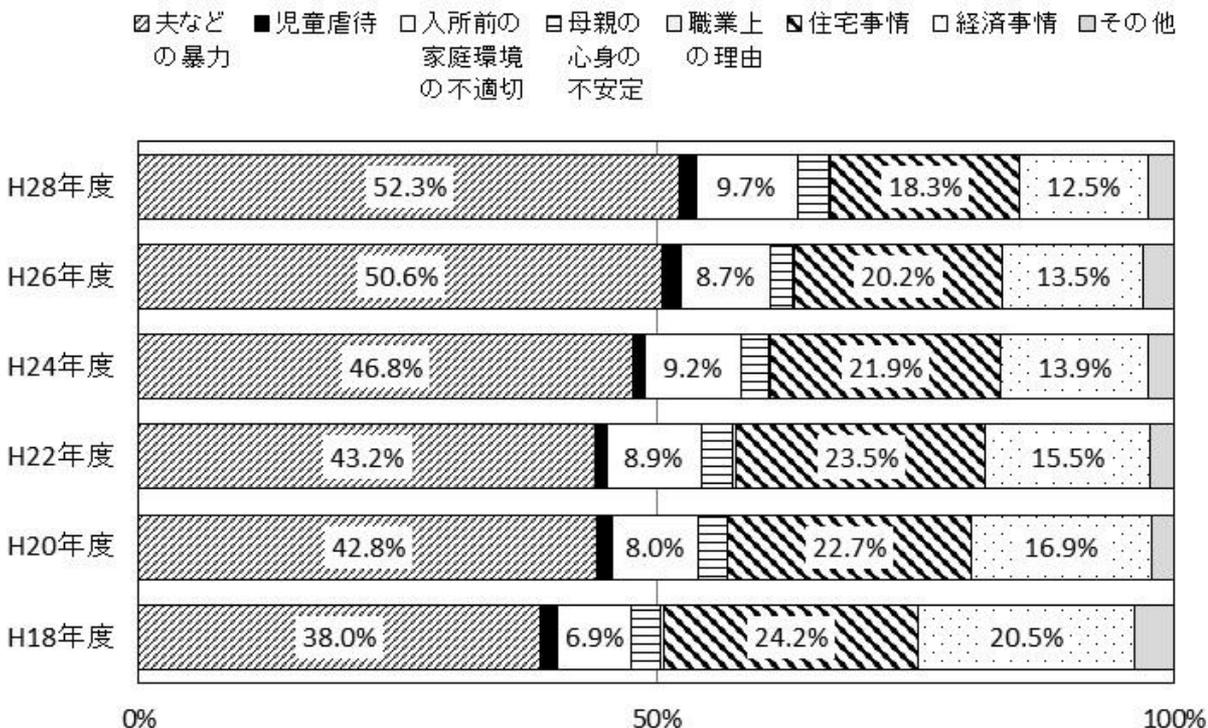
## ・利用世帯の入所理由

入所理由は、母と子 双方にある

母の育ちも子の育ちも支援（「『同伴』児童」ではない）

支援対象

「生活を支える(整える)」必要があるすべての女性(母等)と子

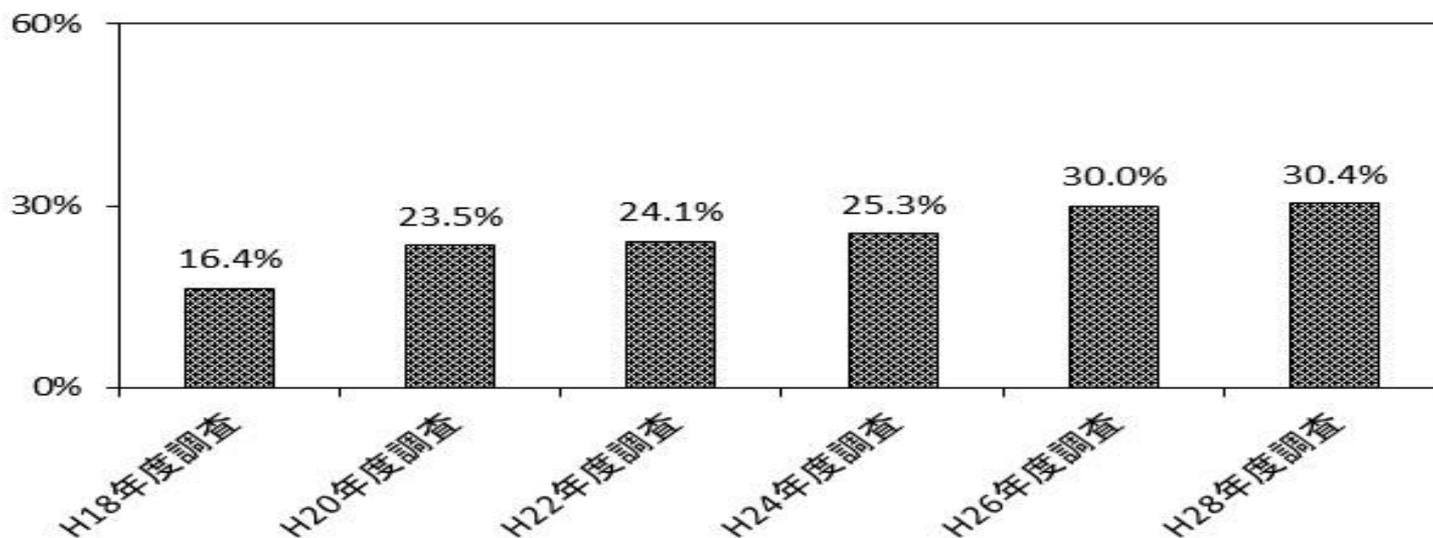


# 1.子どものこと、親のこと

## ・ 障害のある母と子の増加

### ①母親(割合)

施設数では 81.0%  
入所総数での割合は 30.4%

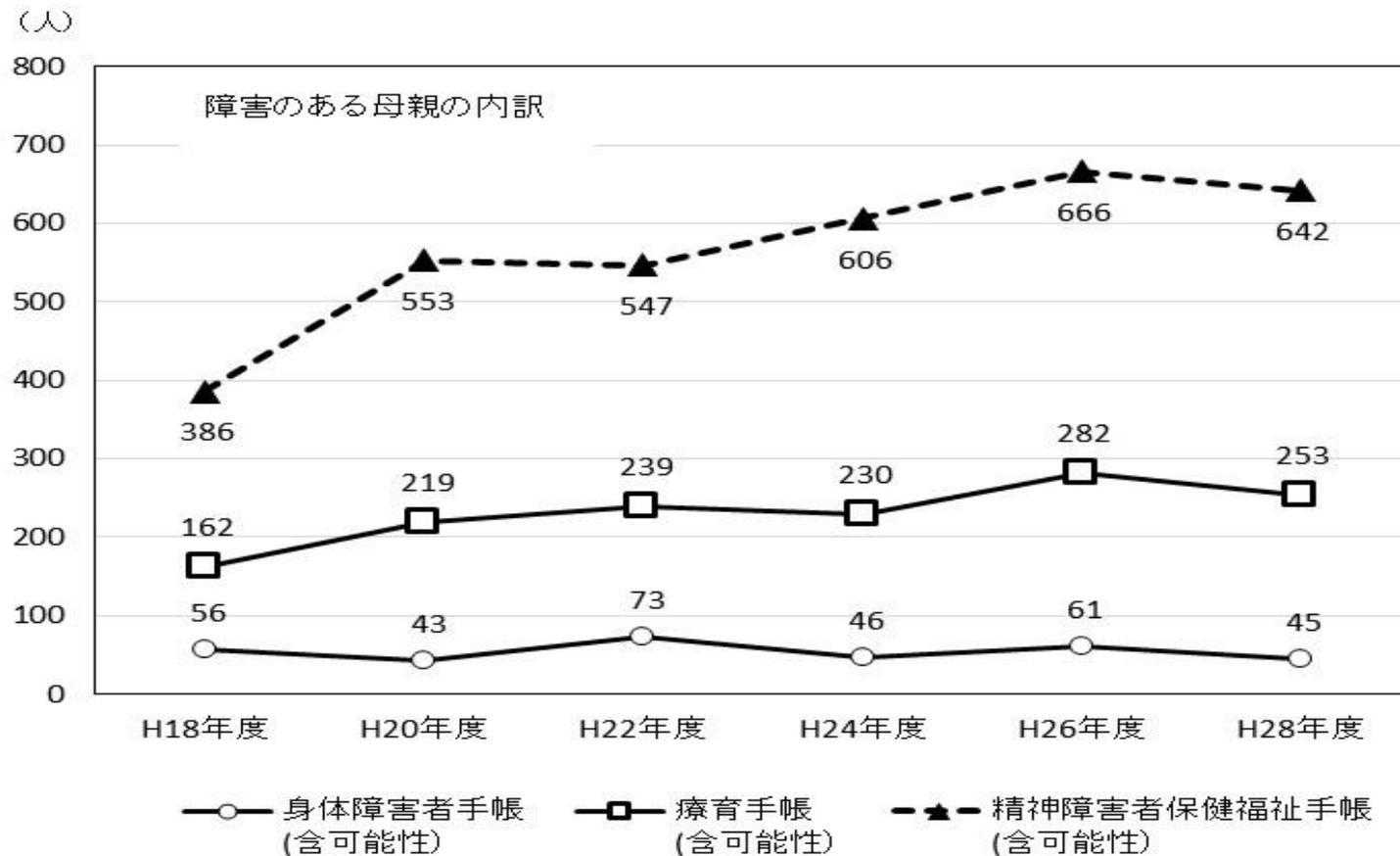


平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

# 1. 子どものこと、親のこと

## ・ 障害のある母と子の増加

### ② 母親（内訳）

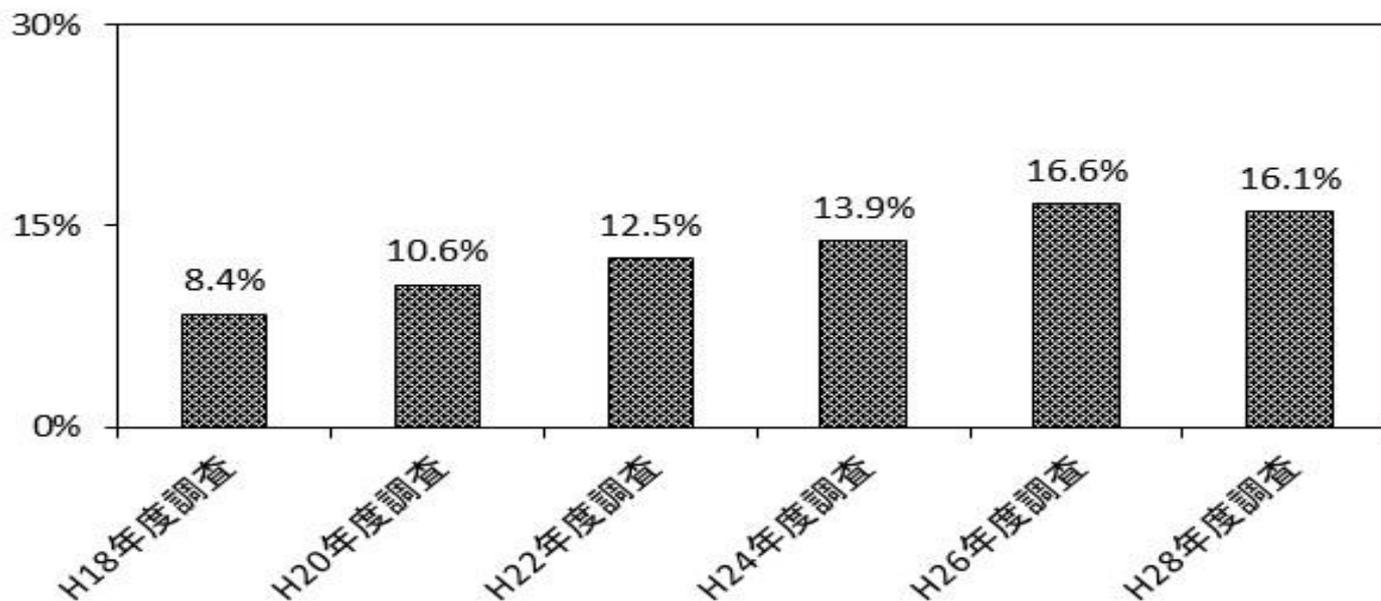


# 1.子どものこと、親のこと

## ・障害のある母と子の増加

### ③子ども(割合)

施設数では 78.3%  
入所総数での割合は 16.1%

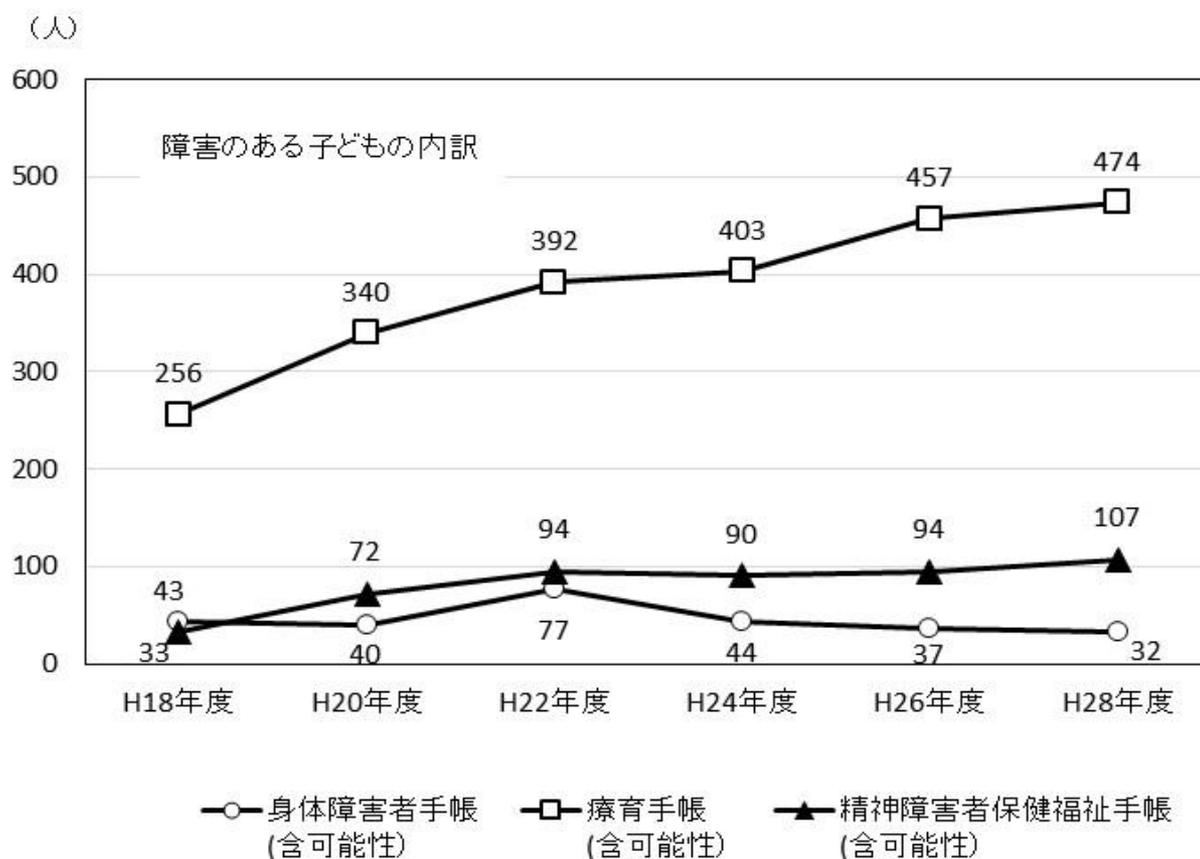


平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

# 1.子どものこと、親のこと

## ・障害のある母と子の増加

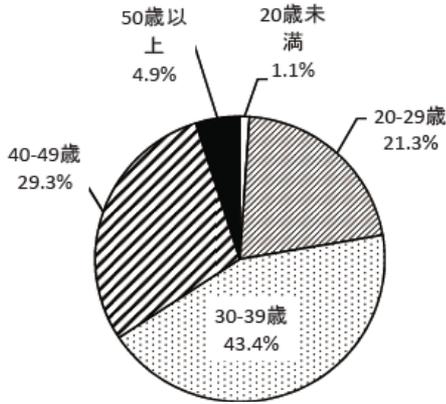
### ④子ども(内訳)



平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

# 1. 子どものこと、親のこと

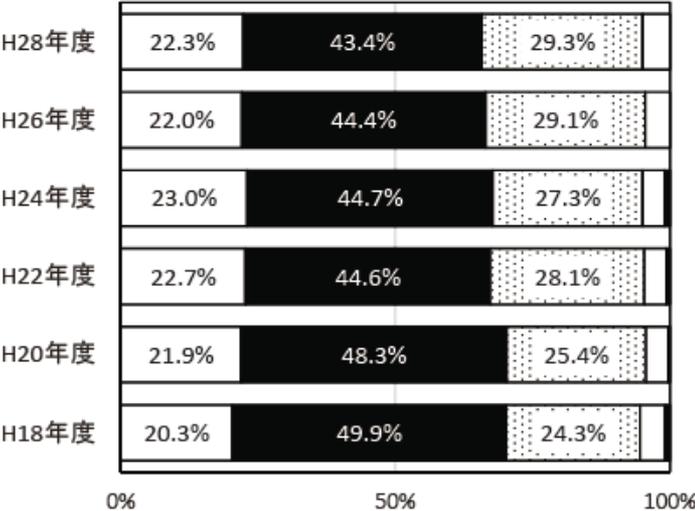
- 若年層も高齢女性も



母親等は30歳台が最多層  
20歳未満の若年層も

60歳以上は母親以外の割合が高い  
→かかわり方、支援ニーズの違い

□29歳以下 ■30-39歳 □40-49歳 □50歳以上 ■無回答



	50-59歳	内訳		60歳以上	内訳		無回答
		母親	その他		母親	その他	
平成28年度調査	153 4.7%	153	-	9 0.3%	6	3	- 0.0%
平成26年度調査	142 4.1%	142	-	13 0.4%	11	2	- 0.0%
平成24年度調査	140 3.9%	140	-	4 0.1%	1	3	35 1.0%
平成22年度調査	150 3.9%	149	1	7 0.2%	4	3	25 0.6%
平成20年度調査	144 3.8%	140	4	9 0.2%	6	3	17 0.3%
平成18年度調査	181 4.4%	178	3	7 0.2%	7	0	38 0.9%

平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

## 2. 私たちの実践

### ・ 親子の関係をつむぎ直す

#### 例① 知的障害のある子、DVを受けた母

○DVサバイバーの母、父に虐待を受けた長子

○子ふたり 療育手帳取得を支援、特別支援学校(級)へ

○母 金銭管理・片づけ・対人関係構築が苦手  
精神的不安定(服薬)、生活保護費受給、未就労  
ストレングス:子への愛情、養育に向かう姿勢  
しかし、子の障害を受容しがたい

→長子に暴言・暴力(長子は自傷/他傷行為等を発現)、次子に暴言

○子と母の関係性再構築

[長子]学校等と協働、虐待通告:親子分離、子は一時保護

[次子]同居継続:生活と養育をサポート

## 2. 私たちの実践

- ・ 地域生活をみすえて だれかとつながる自立へ

### 例② 知的障害のある母

○母 乳児院、児童養護施設で育つ

軽度の知的障害、被虐待経験者、実親所在不明  
作業所通所(就労B)、生活保護費受給

○子 入所直前に出産(相談当時、特定妊婦)

○ストレングス

金銭管理・炊事が苦手 他者にも求める時間厳守  
でも、なりたい自分を伝えることができる母

○母がSOSをためらわないように

地域のだれかがサポートしやすいように

思考傾向に合わせて使えるツールを作成、退所後も活用可

## 2. 私たちの実践

### ・いのちをつなぐ

#### 例③ 特定妊婦

##### ○母

入所当時19歳、妊娠9か月(特定妊婦)

3～13歳まで児童養護施設、その後家庭復帰

短期間多数の職歴→妊娠を機に退職、無収入・無保険生活

生活保護費受給中の実母(精神疾患あり)のもとで生活

実母との関係悪化→母子生活支援施設へ

##### ○出産前 迎え入れ「安全に出産を迎えてほしい」

専用ノートを作成 職員間と母とで密に情報共有

##### ○出産後

母の体調、子の様子を確認、見守り

施設内保育室で子の預かり、養育支援・就労支援

## 2. 私たちの実践

### ・ さまざまな支援

産前・産後から子育て期、  
子どもの自立期までを視野に  
養育相談・支援(虐待防止)、(学童)保育、  
生活困窮者や外国籍者の支援  
(こども食堂、学習支援)、……

(緊急)一時保護  
DV防止法、  
売防法に基づく  
一時保護委託

# ひとり親家庭、 子育て家庭の かかりつけ

アウトリーチ  
■  
地域にある課題

インケア  
アフターケア  
■  
利用世帯の課題

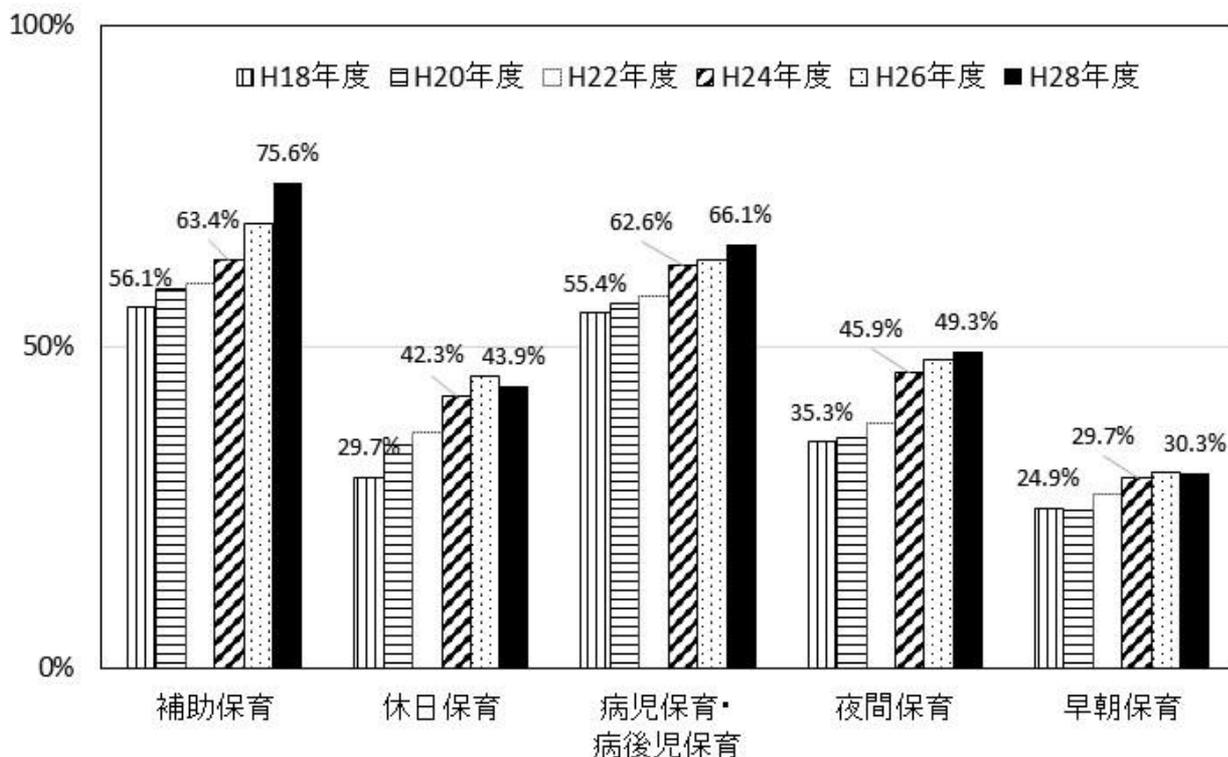
専門職たち  
母子支援員、少年指導員、保育士、  
調理員等、心理療法担当職員、  
個別対応職員、施設長、など

養育支援、心理的ケア、補完保育、学習支援、  
生活の立て直しの支援(手続き同行・書類作成・就労支援等)、  
退所後のサポート、……

## 2. 私たちの実践

### ・ さまざまな支援

#### インケア 補完保育

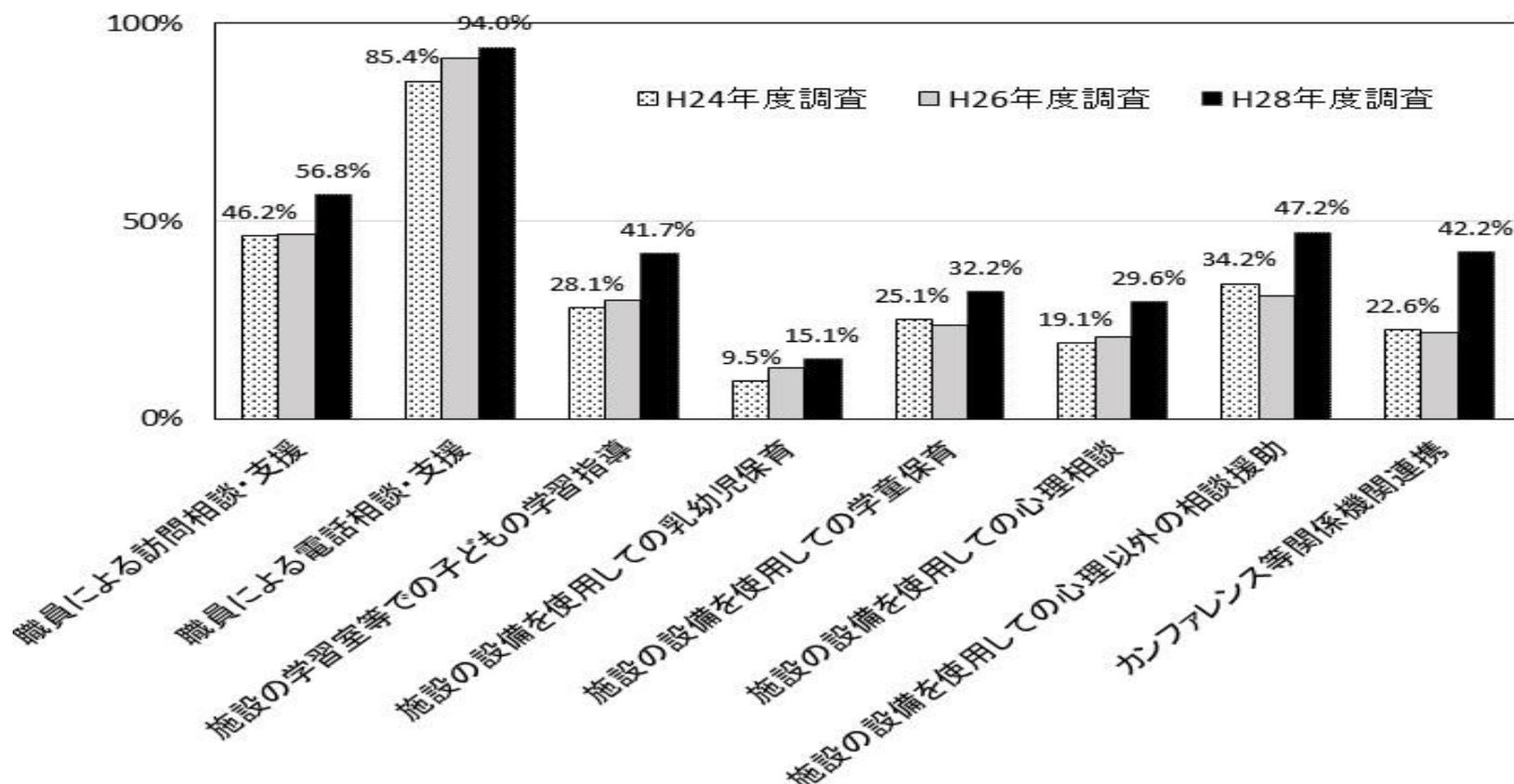


平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

## 2. 私たちの実践

### ・ さまざまな支援

### アフターケア



平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

## 2. 私たちの実践

### ・ さまざまな支援

#### アフターケア／アウトリーチ 子どもたちへ

- 退所児（小学校3年生～高校生）中心  
地域のこどもたち
- 学習支援＋食の支援＋居場所づくり
- 地域の公民館を借り上げ  
施設から職員が出向く  
民生委員・児童委員、主任児童委員との協働運営
- 子どもたちと未来につなげる  
困りごとが起こった時に頼ることができる人、場所

### 3.課題

- ・ 婦人相談所(一時保護所)と母子生活支援施設との関係

○DV防止法や売春防止法に基づく

(緊急)一時保護、一時保護からの入所委託の増

○婦人相談所(一時保護所)の利用者層と重なる



○困りごとを抱える女性、子の支援を補完し合う

○所管にとらわれず、「その人(の困りごと)」で支援を

婦人相談所・児童相談所(都道府県等)、福祉事務所(市町村等)

### 3.課題

- ・ **母子生活支援施設の利活用(連携不足)**

- 母子生活支援施設の所管  
＝福祉事務所(市町村)

- DV防止法や売春防止法に基づく一時保護  
＝婦人相談所(都道府県)から

- 面前DVなど児童虐待等による一時保護、入所  
＝児童相談所(都道府県)から



- 行政機関どうしの連携、相互認識の不足・欠如

- 互いの連絡先や、機能を知らないことすらある

### 3.課題

- ・母子生活支援施設の利活用(公民格差)

- 市町村が民設施設に入所を委託  
→市町村に1/4負担義務

- 公設施設に入所を委託  
→市町村の負担なし:公民格差



- 婦人相談所等によるDV被害者等の一時保護  
から母子生活支援施設につながらない一因

- 広域措置による入所委託の可否も、  
支援対象母子の状況ではなく、  
市町村の財政事情が優先される傾向

### 3.課題

- ・母子生活支援施設の利活用(条例による制限)

- 市町村によっては、  
条例で入所期間を制限している



- これも、  
利用世帯個々の生活・心身状況の安定性より、  
市町村の財政事情が優先される傾向

- 女性、子の「困りごと」を個々にみて、  
必要な支援と利用期間を考えるべき

# 【参考】 母子生活支援施設は

## ○児童福祉法38条

母親と子どもがともに入所する唯一の施設  
親子関係を保障し、母と子を分離すること  
なく双方の育ちを支援

## ○母親と子どもの権利擁護と生活の拠点

しかし

## ○公設施設の廃止/休止数が顕著

この20年で……公設公営施設は、100か所以上も減少

(公設民営は横ばい)(民設民営は約25増)(施設総数は80減)

利活用、要否の検証は多面的に行われたのか？

現在、全国に221か所 ほか休止施設12か所

# 母親と子の明日を考えて



## 母子生活支援施設

母子生活支援施設は  
母親と子どもの権利擁護と生活の拠点です。

**配**偶者暴力相談支援センターや警察におけるDV関連の相談件数の増加、児童虐待相談件数の増加、ひとり親世帯の貧困等、ひとり親家庭を取り巻く状況は厳しさを増しています。

母子生活支援施設はDV被害や児童虐待、その他の理由により生活に困難を抱える母親と子どもが安心・安全な環境の中で、かけがえのない自分を取り戻すこと、また、子どもたちは、その場所で大切にされる体験を積み重ね、大人への信頼感や自己肯定感を取り戻すことを支援しています。

## 母子生活支援施設ってどんなところ？



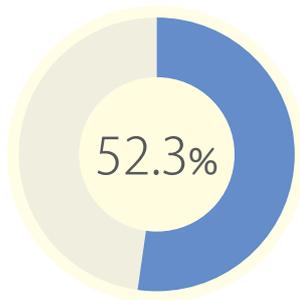
母子生活支援施設は、**社会的養護**を担う児童福祉施設です。

**社会的養護**とは、さまざまな理由で支援が必要な子どもたちを公的責任で養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭を支援する仕組みです。母子生活支援施設は社会的養護の仕組みの中で唯一親子を分離せずに、母親と子どもが共に生活しながら支援を受けることができる児童福祉施設です。

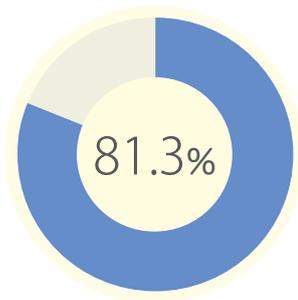


## 利用者の状況（主な入所理由）

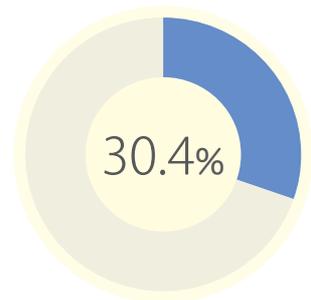
平成28年度全国母子生活支援施設実態調査より



・夫などの暴力



・被虐待児の  
いる世帯  
（面前 DV 含む）



・なんらかの  
障害のある母親

母子生活支援施設は全国に232箇所あり、3,330世帯（児童5,479人）の母と子が生活しています。

（H28.10.1厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

# 母子生活支援施設の主な支援の紹介

## 母親と子どもの最善の利益を保障します。

母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、ひとりひとりの尊厳と個別性を尊重し、母親と子どもが自らの意向で課題の解決に取り組まれる営みを支援します。

## 家族関係再構築の支援を実施します。

母子生活支援施設では、母親と子どもが共に生活しながら、関係の修復に向けた支援をすることが可能です。また、別の場所で暮らしていた子どもと一緒に生活することになる場面でも、母子生活支援施設で支援する事により、家族関係の再構築を可能にします。

## 地域のひとり親家庭の拠点を目指します。

地域で生活しているひとり親家庭の多くは、さまざまな支援を必要としています。

ひとり親が抱えている困難を軽減し孤立することなく、安心して安定した生活を営めるよう支援を実施しています。

また、ショートステイ・トワイライトステイ、学童保育、学習支援等、地域に向けたサービスを提供している施設があります。

## 施設内で保育を実施します。

軽度の疾病で通園できない場合や突然の残業等で保育を希望する場合に、施設内において保育を実施します。認可保育所に準じた保育を実施している施設もあります。

## 退所世帯も応援します。

退所後に世帯のアフターケアを実施します。

## 母子家庭を支える職員がいます

施設長、母子支援員、少年指導員、嘱託医を基本として配置し、自立支援を支えています。

その他に保育士、心理療法担当職員、個別対応職員等が配置されている施設もあります。

24時間体制ですので安全が守られ、安心して生活ができます。



## 施設を利用するためには

お住まいの市町村の福祉事務所や都道府県の出先機関が窓口となります。福祉事務所には相談窓口があり、相談内容を踏まえて母子生活支援施設について説明を受けることができます。利用申し込みも、これらの相談の中で進められます。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページ <http://www.zenbokyuu.jp>

平成 30 年 4 月改訂

パンフレットデザイン \_ 菅田 耕平